

○国土交通省告示第三百三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項及び第九十四条の規定に基づき、木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三日

国土交通大臣 金子 恭之

木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示

（木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件の一部改正）

第一条 木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度  $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$  及び  $F_s$  は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法型式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法型式以外の寸法型式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度  $F_b$  の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種群	区分	等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
			$F_c$	$F_t$	$F_b$	$F_s$
(略)	甲種	特級	二〇・九	一六・九	二二・五	
		一級	一八・三	一一・三	一六・一	
		二級	一七・〇	九・七	一五・五	
		三級	九・八	五・七	九・〇	

改正前

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度  $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$  及び  $F_s$  は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法型式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法型式以外の寸法型式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度  $F_b$  の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種群	区分	等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
			$F_c$	$F_t$	$F_b$	$F_s$
(略)	甲種	特級	二〇・九	一六・九	二二・五	
		一級	一八・三	一一・三	一六・一	
		二級	一七・〇	九・七	一五・五	
		三級	九・八	五・七	九・〇	

										JS A										JSM									
甲種					たて 材	乙種					甲種					たて 材	乙種												
コン ス	三級	二級	一級	特級		イ リ テ	ユ ー テ	ダ ー ド	ス タ ン	シ ョ ン	ト ラ ク	コ ン ス	三級	二級	一級		特級	イ リ テ	ユ ー テ	ダ ー ド	ス タ ン	シ ョ ン	ト ラ ク	コ ン ス					
	九・六	一六・六	一六・七	一八・二	一七・〇	一一・一	一七・〇	二〇・三	一一・一	一九・二	二〇・八	二二・八	一四・九	九・八	一四・九	一七・九													
	七・五	一二・九	一三・一	一八・〇	二・六	一・二	二・六	四・六	三・六	六・二	七・五	一一・六	四・一	一・九	四・一	七・四													
	一〇・〇	一七・三	一七・六	二四・〇	六・五	三・一	六・五	一一・六	八・九	一五・四	一六・〇	二二・二	六・五	三・一	六・五	一一・八													
					二・四										二・一														

										JSM									
たて 材	乙種																		
	イ リ テ	ユ ー テ	ダ ー ド	ス タ ン	シ ョ ン	ト ラ ク	コ ン ス												
一四・九	九・八	一四・九	一七・九																
四・一	一・九	四・一	七・四																
六・五	三・一	六・五	一一・八																
二・一																			

JSR				
たて ぎ材	乙種			
	イ	ユ イリ テ	ダ ード	ト ラク シ ョ ン
たて たて たて たて たて	一 四 ・ 七	九 ・ 六	一 四 ・ 七	一 七 ・ 〇
	五 ・ 四	二 ・ 六	五 ・ 四	九 ・ 七
	七 ・ 三	三 ・ 五	七 ・ 三	一 三 ・ 一
				一 ・ 八

表二 (略)

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材 そのF<sub>b</sub>等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度F<sub>b</sub>の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

F <sub>b</sub> 等級	九〇〇F <sub>b</sub>	九・六	F <sub>c</sub>	五・四	F <sub>b</sub>	一三・二	F <sub>s</sub>
	一一〇〇F <sub>b</sub>	一二・六	F <sub>t</sub>	九・〇	F <sub>b</sub>	一七・四	
	一三五〇F <sub>b</sub>	一三・八	F <sub>c</sub>	一一・四	F <sub>b</sub>	一九・八	
	一四五〇F <sub>b</sub>	一五・〇	F <sub>t</sub>	一二・〇	F <sub>b</sub>	二一・〇	
	一五〇〇F <sub>b</sub>	一五・六	F <sub>c</sub>	一三・二	F <sub>b</sub>	二二・二	
	一六五〇F <sub>b</sub>	一六・八	F <sub>t</sub>	一五・〇	F <sub>b</sub>	二四・〇	
	一八〇〇F <sub>b</sub>	一八・六	F <sub>c</sub>	一七・四	F <sub>b</sub>	二六・四	
	一九五〇F <sub>b</sub>	一九・八	F <sub>t</sub>	二〇・四	F <sub>b</sub>	二八・八	
	二一〇〇F <sub>b</sub>	二一・六	F <sub>c</sub>	二三・四	F <sub>b</sub>	三〇・六	
基準強度(単位 一平方ミリメートル)につきニュートン)							
樹種群に 応じ、枠 組壁工法 構造用製 材及び枠 組壁工法							

表二 (略)

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材 そのMSR等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度F<sub>b</sub>の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

MSR等級	九〇〇F <sub>b</sub> —〇・六E	九・六	F <sub>c</sub>	五・四	F <sub>b</sub>	一三・二	F <sub>s</sub>
	九〇〇F <sub>b</sub> —一・〇E	九・六	F <sub>t</sub>	五・四	F <sub>b</sub>	一三・二	
	九〇〇F <sub>b</sub> —一・二E	九・六	F <sub>c</sub>	五・四	F <sub>b</sub>	一三・二	
	一一〇〇F <sub>b</sub> —〇・七E	一一・六	F <sub>t</sub>	九・〇	F <sub>b</sub>	一七・四	
	一一〇〇F <sub>b</sub> —一・〇E	一一・六	F <sub>c</sub>	九・〇	F <sub>b</sub>	一七・四	
	一一〇〇F <sub>b</sub> —一・二E	一一・六	F <sub>t</sub>	九・〇	F <sub>b</sub>	一七・四	
	一二〇〇F <sub>b</sub> —一・五E	一二・六	F <sub>c</sub>	九・〇	F <sub>b</sub>	一七・四	
	一三五〇F <sub>b</sub> —一・二E	一三・八	F <sub>t</sub>	一一・四	F <sub>b</sub>	一九・八	
	一三五〇F <sub>b</sub> —一・三E	一三・八	F <sub>c</sub>	一一・四	F <sub>b</sub>	一九・八	
基準強度(単位 一平方ミリメートル)につきニュートン)							

五・六 (略)

三三〇〇F b	三一五〇F b	三〇〇〇F b	二八五〇F b	二七〇〇F b	二五五〇F b	二四〇〇F b	二二五〇F b
三五・四	三二・四	三〇・六	二九・四	二七・六	二六・四	二四・六	二二・八
三八・四	三六・六	三四・八	三三・六	三一・二	三〇・〇	二八・二	二五・八
四八・〇	四五・六	四三・八	四一・四	三九・六	三七・二	三四・八	三三・〇
〃 度による の基準強 の継ぎ材 て継ぎ材 構造用た							

五・六 (略)

三三〇〇F b   二・六 E	三一五〇F b   二・五 E	三〇〇〇F b   二・四 E	二八五〇F b   二・三 E	二七〇〇F b   二・二 E	二五五〇F b   二・一 E	二四〇〇F b   一・〇 E	二四〇〇F b   一・七 E	二二五〇F b   一・九 E	二二五〇F b   一・六 E	二一〇〇F b   一・八 E	一九五〇F b   一・五 E	一九五〇F b   一・七 E	一八〇〇F b   一・六 E	一八〇〇F b   一・一 E	一六五〇F b   一・四 E	一六五〇F b   一・五 E	一六五〇F b   一・八 E	一五〇〇F b   一・四 E	一五〇〇F b   一・三 E	一五〇〇F b   一・二 E	一四五〇F b   一・三 E	一四五〇F b   一・二 E	一三五〇F b   一・八 E
三五・四	三二・四	三〇・六	二九・四	二七・六	二六・四	二四・六	二四・六	二二・八	二二・八	二一・六	一九・八	一八・六	一八・六	一六・八	一六・八	一五・六	一五・六	一五・六	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	
三八・四	三六・六	三四・八	三三・六	三一・二	三〇・〇	二八・二	二八・二	二五・八	二五・八	二三・四	二〇・四	一七・四	一七・四	一五・〇	一五・〇	一三・二	一三・二	一三・二	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	
四八・〇	四五・六	四三・八	四一・四	三九・六	三七・二	三四・八	三四・八	三三・〇	三三・〇	三〇・六	二八・八	二六・四	二六・四	二四・〇	二四・〇	二二・二	二二・二	二二・二	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	
〃 度による の基準強 の継ぎ材 て継ぎ材 構造用た 組壁工法 材及び枠 組壁工法 構造用製 樹種群に 応じ、枠																							

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第二条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第三 基準強度

一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

イ・ロ (略)

表一 (略)

表二

樹種群	基準強度(単位 つきニュートン) 一平方ミリメートル
(略)	
JSⅢ	七・八
JS A	九・〇
JS T	六・〇

二〇九 (略)

改正前

第三 基準強度

一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

イ・ロ (略)

表一 (略)

表二

樹種群	基準強度(単位 つきニュートン) 一平方ミリメートル
(略)	
JSⅢ	七・八

二〇九 (略)

附 則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。